

## 平成29年第1回茂原市教育委員会会議（1月定例会）日程

日 時：平成29年1月26日（木）15：00～

場 所：茂原市役所9階901・902会議室

### 1 開会宣言

### 2 会議録署名人の指定

### 3 会議事項

#### （議決事項）

議案第1号 茂原市学校再編審議会条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第2号 茂原市史編さん委員会条例を制定するよう市長に申し入れることについて

議案第3号 茂原市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について

#### （報告事項）

1 第4回茂原市学校再編計画審議会について

2 平成28年度茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育行政功労者及び善行・篤行者表彰者の決定及び表彰式について

3 平成29年度茂原市奨学資金の貸付について

4 茂原市青少年問題協議会委員の任命について

5 行事の共催、後援及び協賛について

6 平成29年第2回（2月定例会）、第3回（3月臨時会）及び第4回（3月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について

7 その他

### 4 閉会宣言

#### ★（会議結果）

議決事項について、議案第1号から議案第3号は原案どおり可決されました。

茂原市教育委員会会議録（公開用）

平成29年第1回（定例会）

- 1 期日 平成29年1月26日（木）  
開会 午後3時00分  
閉会 午後3時55分
- 2 場所 茂原市役所9階会議室
- 3 出席委員  
教育長 内田 達也  
教育長職務代理者 齋藤 晟  
委員 鈴木 一代  
委員 安藤 明子  
委員 高貫 裕一郎
- 4 出席職員  
教育部長 中村 光一  
教育部次長（体育課長） 豊田 実  
教育総務課長 麻生 新太郎  
学校教育課長 古山 幹夫  
生涯学習課長 長谷川 伊智郎  
中央公民館長 酒井 映明  
美術館・郷土資料館長 津田 芳男  
東部台文化会館長 渡辺 健司  
教育総務課主幹 中村 一之  
教育総務課副主査 東間 諭
- 5 署名人の指定  
委員 安藤 明子  
委員 鈴木 一代
- 6 傍聴人 0名

内田教育長 : ただいまから、平成29年第1回茂原市教育委員会会議（定例会）を開会します。本日の出席人数は、5名ですので、定足数に達しており会議は成立いたしました。

本日の会議録署名人は、「安藤委員」と「鈴木委員」を指定いたします。

これより会議事項に入ります。本日は、議案が3件となっております。

それでは、議案第1号「茂原市学校再編審議会条例を制定するよう市長に申し入れることについて」説明をお願いします。

中村教育部長 : 議案第1号「茂原市学校再編審議会条例を制定するよう市長に申し入れることについて」ご説明申し上げます。

本市の学校再編につきましては、現在「茂原市学校再編計画審議会規則」に基づき、審議会を設置して協議を行っているところでございまして、3月末までに基本計画を策定する予定となっております。現在、学区の見直しにつきましては、「茂原市通学区審議会規則」というものが別にございまして、そちらの審議会で審議することとなっておりますが、今後はこれらを一体的に審議すること

が望ましいため新たに条例を制定しようとするものでございます。

主な内容につきましては、お手元でございます条例の本文の第2条に所掌事務が載っております。所掌事務につきましては、「小中学校の再編」と「通学区域の見直し」、主にこの2つとなっております。その他、委員の人数や構成につきましては、現在の学校再編計画審議会と同様でございます。

なお、審議会委員の報酬につきましては、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」というものがございますけれども、この条例の一部改正が職員課から議会に提出される予定でございます。報酬の額につきましては、会長が7,600円、委員が7,200円となります。

また、現行の「茂原市学校再編計画審議会規則」と「茂原市通学区域審議会規則」につきましては、平成29年3月31日をもって廃止とする議案を3月の教育委員会会議で上程する予定となっております。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

内田教育長 : それでは議案第1号について質疑をお願いします。

齋藤委員 : 聞き漏らしてしまい申し訳ありませんが、何が廃止されて何ができるのか、今一度説明をお願いできますか。

中村教育部長 : 現在開催されている茂原市学校再編計画審議会規則に基づく学校再編計画審議会と、今は開催されておられませんけれども、茂原市通学区域審議会規則に基づく通学区域審議会というものがあまして、それがほぼ10年に1度、学区の見直しを行っております。

今後、学校の再編、統廃合を進めていく上では、学区の見直しも当然合わせて検討していかなければいけませんので、今は2つの審議会があるのですが、それを一つにして、さらに今は教育委員会規則で定めている審議会なのなのですが、地方自治法の規定によってきちんと市の諮問機関という位置付けをするということになっておりますので、本来の姿に戻して2つの審議会を一つにするということになります。

齋藤委員 : はい、ありがとうございます。

内田教育長 : 他にありますかでしょうか。

高貴委員 : 条例を制定されるということなのですが、条例を制定することによって今の学校再編計画審議会よりも良くなるのか、何故条例にするのかというその必要性を教えてくださいと思います。

中村教育部長 : 地方自治法の規定で市の諮問機関というのは条例で定めなさいという決めがあります。その条例で決めるというのは、例えば何かの計画を定めるための懇談会ですとか委員会ですとか、市はたくさん設置するのですが、法律に基づく条例で設置することによって、きちんとした法律の位置付けがあって、今回条例で定めた審議会の委員というのは、非常勤特別職という扱いになります。ですから、市のきちんとした諮問機関の委員だという委員の責任もある程度重くなるような形になります。そういったものを条例で定めるということは、議会の審議をいただいて議会の議決をいただくことになっていきますので、当然市民の方にこういう審議会があるということを広く知らしめて、やはり地位的に高めるというものもございまして。

細かいところでは、非常勤特別職になりますと、こちらに来るときの交通事故の対応ですとか、そういったものも法律の位置付けがありますので、そういったものの補償もできるという形になります。

高貴委員 : ありがとうございます。

内田教育長 : 他にありますかでしょうか。よろしいでしょうか。

なければ、議案第1号について採決に入ります。

議案第1号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。

内田教育長 : 議案第1号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第2号「茂原市史編さん委員会条例を制定するよう市長に申し入れることについて」説明をお願いします。

中村教育部長 : 議案第2号「茂原市史編さん委員会条例を制定するよう市長に申し入れることについて」ご説明申し上げます。

平成28年5月に市史編さん準備委員会を設置し、市史編さんの進め方や方向性

を協議してまいったところでございます。この成果を踏まえまして、市制70周年を迎える平成34年度の「茂原市史」刊行に向けて、市史編さん事業を本格的に進めるため茂原市史編さん委員会を設置し、委員会の運営にかかわる条例を制定しようとするものです。

今回の市史編さん事業は、旧本納町との合併前の昭和41年に刊行されて以来となります。市民の皆さんに茂原を再発見していただき、茂原を愛する心を育んでいただける茂原市史の編さんを進めてまいります。

なお、市史編さん委員の報酬につきましては、先ほどの第1号議案の学校再編計画審議会と同様ですけれども、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正が、職員課において議会に提出される予定でございます。

また、市史編さんに向けた準備段階として設置をいたしました茂原市史編さん準備委員会の運営にかかわる要綱は、平成29年3月31日をもって廃止となります。現在は、茂原市史編さん準備委員会というものを要綱で設置して、その委員会を開催していたのですけれども、今回は条例で非常勤特別職としての位置付けをしようとするものでございます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

- 内田教育長 : それでは議案第2号について質疑をお願いします。
- 安藤委員 : 市史編さん準備委員会というお話があったのですけれども、こちらの10人以内の委員というのは、そのまま引き継いで同じメンバーなのでしょうか。
- 津田美術館・郷土資料館長 : 今後も引き続いて編さん委員としてお願いしております。
- 安藤委員 : ありがとうございます。
- 内田教育長 : 他にありませんでしょうか。
- 齋藤委員 : これは昭和41年に最初が出たのですか。
- 津田美術館・郷土資料館長 : はい。
- 齋藤委員 : それから今度は平成34年に2回目ということですか。
- 津田美術館・郷土資料館長 : そうです。
- 齋藤委員 : そうすると56年ぶりですか。
- 津田美術館・郷土資料館長 : そうです。
- 齋藤委員 : 市史編さん準備委員会の委員はどなたか教えていただけますか。
- 津田美術館・郷土資料館長 : 現在、市史編さん準備委員会の委員といたしましては、6名の先生方をお願いしております。

まず小川力也先生に取りまとめをお願いしております。千葉大学准教授で近世史に詳しい小関悠一郎先生、長生高校にいらした先生で近現代が詳しい各務敬先生、中世史に詳しい嶺島英寿先生、近代建造物に詳しい齋藤望先生、それから原始・古代に詳しい小高春雄先生をお願いをしております。

- 齋藤委員 : その中で茂原の歴史に非常に詳しい方はどなたですか。
- 津田美術館・郷土資料館長 : 小高春雄先生がもとはこちらの方で、今は住まいが違いますけれどもその方がかなり茂原のことについて詳しいです。
- 齋藤委員 : はい、ありがとうございました。
- 内田教育長 : 他にありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第2号について採決に入ります。

議案第2号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

- 各委員 : 異議なし。
- 内田教育長 : 議案第2号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。次に、議案第3号「茂原市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

- 中村教育部長 : 議案第3号「茂原市青少年指導センター運営協議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

本案は、茂原市青少年指導センター設置条例第5条第3項の規定に基づき、委員の欠員に伴いその後任として白井敏子氏を新任し、委嘱するものでございます。

任期につきましては、平成29年2月1日から平成30年5月31日まででございます。  
以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

内田教育長 : それでは議案第3号について質疑をお願いします。  
鈴木委員 : 欠員というのは、どのような理由でしょうか。  
長谷川 : 民生委員児童委員の前任の本宮孝幸様が12月におきまして任期満了で退任を  
生涯学習課長 : されましたので、新たに選任するものでございます。  
鈴木委員 : はい、分かりました。  
内田教育長 : 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。  
なければ、議案第3号について採決に入ります。  
議案第3号について、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

各委員 : 異議なし。  
内田教育長 : 議案第3号は、全会一致で、原案どおり可決することと決定いたしました。  
次に、報告事項に入ります。

報告事項1「第4回茂原市学校再編計画審議会について」説明をお願いします。  
麻生 : 報告事項1「第4回茂原市学校再編計画審議会について」ご説明申し上げます。  
教育総務課長 : 今月19日に第4回茂原市学校再編計画審議会を開催いたしました。傍聴者は4  
名おりました。今回は、事務局から最終的な基本計画案を示し、パブリックコメン  
トにかけることを視野に入れ、内容全般について協議を行いました。

基本計画案の13ページをご覧ください。

主な内容を申し上げますと、まず「学校再編の考え方」ですけれども「(1)教育  
環境の充実を最優先」の中で「一小一中の問題への対応」を新たに加えたところ  
です。また、「(2)再編にあたっての配慮」の1つ目に、「再編に関する情報の発信  
、提供」を追加いたしました。

14ページをご覧ください。

(2)のタイトルですが、前回は「統合校の環境の充実」でしたが、「(1)適正規  
模の維持」の中で、適正規模や学習環境については記載しておりますので、こち  
らではハード面の充実や小中一貫教育などに触れる意味で、「再編後の教育施設  
等の充実」といたしました。また、(3)のタイトルは、前回までは「通学手段の  
確保」でしたが、審議会での意見を踏まえ「安全性」という言葉を加えました。

15ページをご覧ください。

「学校規模ごとの基本的な方向性」について、前回は空欄としておりました。  
前回意見のありました文部科学省の手引を参考にすること、そしてシンプ  
ルに分かりやすく、さらに今後の実施計画に繋げるという視点で作成し、審議  
会で意見を伺いました。小学校について、言い回しは違いますが文部科学省の手  
引と同じ方向性です。中学校の方で手引と若干異なる箇所がございますので説  
明いたします。中学校「3学級」の区分について、手引では小学校の6学級と同じ  
ですが、中学校は部活動の本格化などもありますので、それを考慮しまして「1  
～2学級」と同じく「速やかに統廃合する」といたしました。また、「4～5学級」  
と「6～8学級」の区分は、手引ではそれぞれ小学校の「7～8学級」、「9～11学級  
」と同じですが、中学校は地域的に統廃合が困難なこともあると考えられること  
から、「今後生徒数が減少する見込であれば、統廃合や学区の見直し等を行う」  
といたしました。なお、この「等」には、小中一貫教育の検討という意味も含ん  
でおります。また、この方向性を具体的に記載した上で、改めて個別の学校名を  
載せるべきかと伺ったところ、審議会としては学校名を載せないということと  
一致したところでございます。

次に、計画案の全般にわたり内容を審議したところ、細かい点については何点  
か指摘をいただきましたが、本日皆様に修正一覧をお配りしたとおりですので、  
説明は省略させていただきます。

なお、当日追加資料としまして、以前保護者アンケートを行った際の自由意見  
の一覧を配付いたしましたところ、これについては当日特に説明はしておりませ  
ん。

最後になりますが、この基本計画案に関しては、1月23日に議員全員協議会  
で説明を行いました。明日、1月27日からパブリックコメントを実施し、3月に審議  
会から答申を受け、教育委員会会議で議決していただくという予定でおります。

以上が第4回審議会の概要でございます。

- 内田教育長  
高貴委員
- ： それでは報告事項1について、ご質問等ありますでしょうか。
- ： 議事録を拝見させていただきまして、その中で委員さんのご意見の中で「小中一貫教育」という言葉が出てきたのですが、これは今回から初めて出てきたのかなというところと、この基本計画案の中にも「小中一貫」というのが今回から盛り込まれたように、これは再編も考えると同時にこういう新たな取り組みも合わせて考えていこうというような、並行して「いこうみたいなそういうイメージ」なのではないでしょうか。
- 麻生  
教育総務課長
- ： 小中一貫につきましては、12月の会議で事務局として提案しようとしたところであったのですが、委員からも小中一貫校というのは一つのこれは新たな方策ではないかと、一つ考えるべきではないかということで、事務局の意見と委員の意見がたまたま同日に出たという状況でございます。
- 小中一貫校につきましては、地域的に統合がなかなか難しいという、これは決定した話ではありませんけれど、一つの例として出たところでは、この計画案の8ページをご覧くださいと思います。8ページは学区ごとに中学校が配置されていますけれど、例えば北部、本納地区は小学校が3校、中学校が1校ですが、これらの学校はすべて適正規模に達していない状況です。新治小学校は複式学級なので、早急に今後統廃合を進めることになるかと思うのですが、それ以外の学校についても実は適正規模を満たしていない、将来的にこれは減少する見込みになっております。この中学校ですけれど、仮に統廃合がすべてだということになりますと、例えば本納中学校が東中学校とか富士見中学校に仮に統合するということになった場合に、この北部半分がまったく空白地帯になってしまいます。これはこういうこともあるという一つの話の段階ですけれど、例えば本納地区の小学校3校と将来的にはこの中学校が一つになって、小中一貫校として新たな取り組み、そういった考えもあるのかなという一つの例として出たところであります。
- 今後、小中一貫も実施計画の中でも出てくるのではないかと思うのですが、他市の例であるとか、メリット・デメリットも合わせて検討していくことになるのかなと思っております。
- 以上です。
- 高貴委員  
齋藤委員
- ： ありがとうございます。
- ： 今の関連なのですが、小中一貫に対して一小一中と書いてありますが、これは言葉の綾だと思うのだけど、一小一中となると何かあまり良いイメージがないですよね。小中一貫となると良いイメージですよね。だから一小一中ではなくて小中一貫と名前を変えたらどうですか。
- 麻生  
教育総務課長  
齋藤委員
- ： 一小一中というのは、資料13ページの下にもありますとおり「友人関係が固定化する」という部分があります。
- ： 小中一貫も同じではないですか。
- 麻生  
教育総務課長
- ： それと関連して、そういった部分のデメリットを逆に小中一貫にすることによって長所に変えるというそういった部分での検討、一小一中問題の対応ということになります。
- 齋藤委員
- ： もう一つ良いですか。
- 今日新聞を見させていただいたのですが、通学路にスクールバスを確保するというのが非常に強い口調で書かれておりましたけれども、どのように感じておりますか。
- 中村教育部長
- ： まず今の小中一貫ですが、小中一貫教育はこの間法律が変わっているいろいろな考え方がありますが、一小一中というのは今言ったように一つの小学校から一つの中学校に行くので人間関係が固定しているのですが、小中一貫教育というのはメリットが非常に大きいというふうに言われていまして、要するに学習過程を9年間で作ると。ですから6・3ではなくて5・4でも良いといういろいろな柔軟性があったり、あとは学習指導要領が2020年から変わるのに伴って英語教育が下に降りてくるので英語の先生を柔軟に使うとか、そういったメリットが非常にあるというふうに聞いています。
- 齋藤委員
- ： ですから、言わんとすることは分かるのですが、2つを比べた時に、小中一貫というのは良いことがたくさんあるという良いイメージですよね。ただし、一小一中と言ったときには、固定されてしまっていて何か面白みがないこと

ばかりたくさんあるというようなイメージじゃないですか。でも、同じ人間が上がっていくのだから内容的には同じでしょ。だから、なるべく一小一中ではなくて小中一貫を使った方が良いのではないかなと思います。

中村教育部長 : 一小一中というのは、今茂原市で五郷小・早野中がその地区になります。そうするともう2クラスしかないの、それがどんどん減ってきますので、結局ずっと同じ人間関係の中で育てるので、それがあまり良くないというようなご指摘をいただいたところです。

それから通学路については、保護者のアンケートでもかなり皆さん気にしているところでもありますし、市議会でも非常に遠くなることに対してどう何だというようなことをよく言われました。通学距離は、小学校が4キロメートル、中学校が6キロメートルですが、現実に本納地区では6キロメートル超えている子どもが何人かいるのですけれども、今度小学校で統廃合して4キロメートル超えるということになると、子どもの足では非常に遠くなりますので、教育委員会としてはスクールバスについてはぜひ確保していきたいと考えています。スクールバスが確保できないようであればもう統廃合はしないと、実際その子どもたちの足を確保するということができなければ、教育委員会としてはというふうに考えて発言したことでございます。

齋藤委員 : 分かりました。ありがとうございます。

内田教育長 : 齋藤委員から質問のあった一小一中と小中一貫というのは、ちょっと相反するように捉えられるところもあって、この13ページの(1)に出ている一小一中というのは、問題があるという意味で「一小一中の問題への対応」ということで、一小一中というのはやはり人間関係が固定してしまうという問題が生じるということです。それから、14ページに書いてある(2)の「教育力の向上を図るとともに、小中一貫教育についても検討します。」というのは、小中一貫教育をやる小学校から中学校にいろいろなことが繋がって行ってすごく良いことがあるよという言い方で使っているの、何かこれとこれは相反する面があるように捉えられるところもあるので、先ほど齋藤委員が言ったようなご質問が出てくると思うのですけれども、中村部長が説明したように、今一小一中というのは、五郷小・早野中と緑ヶ丘小・西陵中です。やはり非常に人数が少ない中で一緒になっていて、とくに今その2校が小中一貫教育をやっている訳ではなくて、別々にやっている中でさらにそのまま同じ子どもたちがそのままクラス替えしないで上がるような状況になってしまっているの、小中一貫教育の場合には9年間を一緒に考えて計画的にやって行きましょと、そういう意味なのです。

齋藤委員 : ですから一小一中だと嫌がられるから、それなら言葉を変えて小中一貫と言った方が受け入れ易いのではないかと。

内田教育長 : ただ、こちらは一小一中というのは問題があるよという意味で(1)は言っているの、どうしてもこういう書き方になります。

齋藤委員 : はい、分かりました。

内田教育長 : 他に質問ありますでしょうか。

安藤委員 : 先ほどの議案第1号の説明で、学区の見直しについては通学区域審議会というのがあって、それが10年に1回ということですが、それはちょうどこの学校再編の時期と合うのでしょうか。ちょうど10年なのでしょうか。

古山  
学校教育課長 : 通学区域審議会のお話ですけれども、先ほどもお話に出ておりましたけれどもほぼ10年位のスパンで今まで見直しをしておりましたので、今回の学校再編計画を作っていく段階で一緒にそれを検討していこうということで今進んでおります。

中村教育部長 : 資料がなくて申し訳ないのですが、西陵中学校と富士見中学校の統合の問題で、平成23年か24年に一度見直しをしているというふうに記憶をしているのですが。

内田教育長 : おそらく平成21年か22年にやっていると思います。だから10年経っていないのですけど、10年位でやるということで、平成21年か22年にやったときは、その間に長生郡市の合併問題があったためにちょうど10年位に来ただけでやっていなかったのです。だから22年にやったときは、たぶん前回からもう15年位経っている頃になって、もう市町村合併がなくなってしまったから、やはり見直しなくてはいけないということでやったので、10年を目安にやっているのですけれど

- ど、ぴったりではなく、今回も10年より若干短いですけど、これを機に一緒にやりましょうというようなことです。
- 安藤委員 : 学区の見直しなのですが、アンケートの自由意見のところも読ませて頂いたのですが、やはり学区を見直して、例えば通える範囲の学校に通うようにすれば、統廃合しなくても良い学校ができるのではないかという意見も多数あったのですが、その辺も加味しての見直しがこれから同時に行われるということでしょうか。
- 麻生教育総務課長 : 学区は当然見直しがあるのですが、これは議会にも出たのですが、全市的に、例えば学区を再分割して今統廃合せずに済むような形というのはまったく考えてはいません。  
やはり施設の総合管理計画もありますので、施設についてもある程度その人数に合わせて少し減らしていかないといけないという考えもありますので、そういった部分での整合性も図っていかないといけないところもあります。すべて見直して統廃合がないということではなくて、その人数に合わせて学校はやはり減らしていかないといけないという、施設の面からもあるのではないかと思います。
- 内田教育長 : よろしいでしょうか。
- 安藤委員 : 例えばですけども、別に地域を限定して言う訳ではないのですが、例えば小学校区を見直して、中学校に上がるときの中学校の人数が先ほど学級数も出ていましたけれども、そこに見合うようにしていくときに、小学校も同じように学区を、言葉で言うのは難しいのですが、例えばその小学校から中学校に上がるというのを決めるときに、例えば4つ位の小学校が集まって一つの中学校に行く場合、学区がそれぞれ小学校のときは違っていても良いのではないかなと思うのですが、  
例えば今選択になっている富士見中に上がる西小の子どもが西陵中にいたりとか、そういうのも選択で、近所に住んでいるというだけなので、富士見中に通うのは遠いので、西小の緑ヶ丘のすぐ近くの子どもが、西陵中に行くという選択が今できていると思うのですが、  
地図上と言ったら良いのですかね、そういうのは今後考えられないのでしょうか。
- 麻生教育総務課長 : 先ほど学校規模ごとの基本的な方針ですぐ統廃合とか、本当に少ない学校はすぐ統廃合が前提にあるかと思うのですが、その中で例えば小学校で言えば「9～11学級」は学区の見直し等ということで、適正な規模になるよう近づけるように方策を検討するとあります。  
ですから、小さいところは統廃合が前提にあると思うのですが、その中でそういった学区の見直しも合わせてやるということは当然考えられるのかなとは思いますが。
- 内田教育長 : ちょっと安藤委員にお聞きしますが、今例えばで言った話だと、西小に行っている区域の一部の子を今の状態で言うと、西小ではなくて緑ヶ丘小にしても良いという意味ですか。それとも西小の子は、富士見中と決めないで、今までみたく西陵中に行っても良いというふうに選択制みたくするという質問なのですか。
- 安藤委員 : 選択するという意味ではなくて、もし富士見中学校に全員が行くとすれば、例えば西小学校に通うのが遠ければ緑ヶ丘小学校に通うのも可能ということにならないかなと思うのですが。
- 内田教育長 : ということは、要するに今の西小の学区の中で変えて緑ヶ丘に近い方は西小ではなくて緑ヶ丘小にというふうにそういうふうに学区を変更したらどうかという。
- 安藤委員 : 近所と言うか、距離で言うとそうなります。
- 内田教育長 : どうですか。
- 安藤委員 : そういう意見もアンケートの自由意見の中に多少あったので。
- 内田教育長 : でも学区の見直しはそういうことなのではないですかね。線を変えるというのは、  
線も変えるのもありの話ということですよ。
- 安藤委員 : 学区を見直すということは線を引き直すということですよ。



- 麻生  
教育総務課長  
中村教育部長
- ： そういうことです。
- ： 自分で選択できるという制度にした方が良いということでしょうか。  
もうだいぶ前ですが、学校ごとの特色があって選べるようにするという  
で、東京都で選択制が一時随分話題になったことがあったと思うのですが、ち  
よっと知識が不足していて申し訳ないのですが、今は通学区域というものをき  
ちんと定めて、基本的にはそこに行ってもらおうということになっているのでは  
ないかなとは思っています。  
選択制というものが多分法律的には残っていると思いますので、選択制とい  
うものを今回に合わせて導入するということは多分できないことではないと思  
いますけど、そうすると時期とかの問題で、要するに来年、再来年にどの位の入  
学者がいるかという予測がつかなくなったりして、教員の配置ですとか、いろ  
いろなところに影響が出るのかなとは思っています。  
ただ、今の時点では調べてみないと分からないので何とも申し上げられませ  
ん。
- 安藤委員
- ： 選択制だけではなくて、家から本当はこの小学校が凄く近いのだけれど、今  
は学区が決められているので遠い小学校に行っているという意見が何件か、小  
学校だけではなくて中学校もですけど、例えば富士見中までに行くのは遠くて、  
早野中の方が近いのだけれどもという意見とかもあったので、そういう学区の  
見直しというのはきちんとこれを考慮されるのかなと思っていて。
- 内田教育長
- ： 学区の見直しの中にはそういうことは入ると思います。  
ただ、そういうふう最終的になるかどうかは分かりませんが、見直すとい  
うのは線を引き直すという意味だと思います。  
ただ、かつて早野中と富士見中の境は、見直そうとしたけどもできなかった  
みたいです。
- 齋藤委員  
鈴木委員  
安藤委員  
齋藤委員  
内田教育長  
齋藤委員
- ： 富士見中は遠いですよ。距離的には早野中の方が遥かに近い。  
： 今は茂原中と東中のところもありますよね。  
： 南中と東中もそうですね。  
： 学校が後からできるからこういうことになるのでしょうかね。  
： 学区の見直しということは、おそらくそういうことが入ると思います。  
： ただ、学級数だけを問題にするのであれば、一クラスの人数を減らして学級数  
を増やすということではできないのですか。
- 内田教育長
- ： 今の齋藤委員の質問だと、例えば30人で一クラスのところだと、ずっと一クラ  
スで人間関係も固定化されるからと言ったときに、例えば20人を限度にすると、  
30人だと15人ずつに分けられるからという。ただ、そうすると30人で1人の教員  
だったところが、2人の教員が必要になって、それについては国や県が教員の給  
与とか配置とかをしてくるので、茂原市で20人という設定をするということが  
できたとしても、教員1人分を茂原市が負担できるのかということ、それは難し  
いと思います。
- 齋藤委員  
内田教育長
- ： そうかもしれないですね。はい、分かりました。  
： 他にありますでしょうか。  
この学校再編計画については、いろいろな問題を抱えた非常に複雑な問題が  
ある中で審議会の方で審議していただいて、今度パブリックコメントも行い、そ  
れで3月の教育委員会会議で最終的に基本計画が決まるということになると思  
いますので、またその際にも何かご意見があればお伺いしたいと思います。  
それではよろしいでしょうか。  
それでは次に、報告事項2「平成28年度茂原市教育委員会学芸・文化・体育・  
教育行政功労者及び善行・篤行者表彰者の決定及び表彰式について」説明をお願  
いします。
- 麻生  
教育総務課長
- ： それでは「平成28年度茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育行政功労者及  
び善行・篤行者の表彰式及び被表彰者について」ご報告申し上げます。  
まず表彰式ですが、2月14日火曜日の教育委員会会議第2回定例会終了後の15  
時から市役所5階の501・502会議室で行います。内容は次第を添付しております  
のでご確認いただきたいと思います。ご多忙中のことと存じますがよろしくお  
願いいたします。

次に被表彰者ですが、「茂原市教育委員会学芸・文化・体育・教育行政功労者及び善行・篤行者表彰要綱」及び内規に基づき、全国大会で3位以上の入賞者、又は県大会での1位入賞者に相当する優秀な成績をおさめた方々を表彰いたします。今年度は、学芸部門では、小学生15名、中学生3名、一般1名の計19名を表彰いたします。体育部門では、小学生4名、中学生8名、一般4名の計16名を表彰いたします。善行・篤行部門では、小学生2名を表彰いたします。

以上です。

- 内田教育長  
高貴委員 : それでは報告事項2について、ご質問等ありますでしょうか。  
: 日程の件なのですが、2月14日というのが県立高校の入試の2日目に当たると  
思うのですが、中学3年生が数名いると思うのですけれども、来年は考慮いた  
だいた方が良いのではないかと思います。
- 麻生  
教育総務課長 : 配慮したいと思います。申し訳ありません。  
内田教育長 : 他にありますでしょうか。  
安藤委員 : この名簿の中で、当日ご説明もあるかと思うのですが、36番、37番の区分が善  
行篤行という方、人命救助となっているのですけれどもどのような内容だっ  
たのでしょうか。
- 麻生  
教育総務課長 : これは小学生2名ですが、7月に朝の登校中にガードレールに寄りかかっている  
74歳のお婆さんを発見して、携帯とかバッグが落ちていたので拾って渡すと、  
上手く取れない状況だったので、顔を見ると何か目が虚ろだったので、大丈夫で  
すかと声をかけると、よだれを垂らしながら上手く喋れない状況だったので、近  
くのセブンイレブンに駆け込んで店員さんと呼んで、救急車と呼んでもらって  
病院に運んでもらったということです。  
翌日、そのお婆さんのご家族から学校にお礼の電話があって、病院に入院して  
命に別状はなかったと。後日、それは脳梗塞であって、2週間入院をして後遺症  
もなく退院できたと、ご本人からもお礼の手紙があったということでございま  
す。
- 安藤委員 : はい、分かりました。
- 内田教育長 : 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。  
: それでは次に、報告事項3「平成29年度茂原市奨学資金の貸付について」説明  
をお願いします。
- 麻生  
教育総務課長 : 報告事項3「平成29年度茂原市奨学資金の貸付について」ご説明を申し上げま  
す。  
平成29年度につきましても引き続き奨学資金の新規貸付を実施いたします。  
内容については、大学・高等専門学校・専修学校に入学が決定し、または在学し  
ている学生に修学費として月額5万円以内の貸付となります。希望者には、修学  
費とは別に入学時の就学支度費として15万円以内で貸付をいたします。4年制大  
学の場合では、最大255万円の貸付となります。  
貸付の流れといたしましては、まず2月1日号の広報もばら及び市のホームペ  
ージで募集し、申請書を2月1日から3月8日まで教育総務課の窓口で配付します。  
申請の受付は、3月1日から3月24日まで随時受付いたします。  
その後、貸付の審査を行い、4月下旬に貸付決定通知書を送付し、5月下旬と9  
月下旬に6か月分ずつ奨学生本人名義の口座に奨学資金を振込みます。  
以上です。
- 内田教育長 : それでは報告事項3について、ご質問等ありますでしょうか。  
鈴木委員 : 貸付の対象者から高校生を除いたのは、平成28年度からでしたでしょうか。  
麻生 : その通りです。  
教育総務課長 : この貸付の対象者になって2年目に入る訳ですが、平成28年度の貸付状況を教  
えていただければと思います。
- 麻生  
教育総務課長 : 新規の貸付としまして、14名です。その内4名が専修学校の方です。  
鈴木委員 : はい、ありがとうございます。  
内田教育長 : 他にありますでしょうか。

- 齋藤委員 : 金利はどの位になるのですか。
- 麻生 : 金利はございません。
- 教育総務課長
- 齋藤委員 : 金利は一切つかないのですか。そうですか、分かりました。
- 内田教育長 : 他にありますでしょうか。よろしいでしょうか。  
次に、報告事項4「茂原市青少年問題協議会委員の任命について」説明をお願いします。
- 長谷川 : 報告事項4「茂原市青少年問題協議会委員の任命について」ご報告をいたします。  
生涯学習課長  
本件は、選出区分、民生委員児童委員から選出いただきました森田眞司氏が同委員を任期満了に伴い退任したことにより、茂原市長が同選出区分から大川宣雄氏を茂原市青少年問題協議会委員に任命したことを報告するものでございます。任期につきましては、平成28年12月20日から平成29年3月31日までとなります。  
以上ご報告申し上げます。
- 内田教育長 : それでは報告事項4について、ご質問等ありますでしょうか。  
よろしいでしょうか。  
それでは次に、報告事項5「行事の共催、後援及び協賛について」説明をお願いします。
- 麻生 : 平成28年12月に教育委員会で決定いたしました共催、後援、協賛の行事についてご報告申し上げます。  
教育総務課長  
「共催」につきましては、美術館・郷土資料館で1件「長生郡市小中学校作品展」がございました。「後援」につきましては、生涯学習課で1件、美術館・郷土資料館で1件ございました。「協賛」につきましては、今回ありませんでした。  
以上です。
- 内田教育長 : それでは報告事項5について、ご質問等ありますでしょうか。  
なければ次に、報告事項6「平成29年第2回(2月定例会)、第3回(3月臨時会)及び第4回(3月定例会)茂原市教育委員会会議の日程について」説明をお願いします。
- 麻生 : 2月の定例会は、2月14日火曜日で13時からとなります。なお、先ほど申しましたように会議終了後、15時より5階会議室において学芸・文化・体育功労者等表彰式がございました。  
教育総務課長  
3月は臨時会がございました。日時は3月10日金曜日で13時からとなります。なお、この日は9時30分より中学校の卒業式がございました。  
3月定例会は、3月23日木曜日で13時からとなります。この日は15時より第2回総合教育会議がございました。  
以上です。
- 内田教育長 : 会議日程について、よろしいでしょうか。  
それでは日程については、そのようにお願いいたします。  
その他報告がありましたら、お願いいたします。  
なければ、以上で第1回教育委員会会議を閉会します。

茂原市教育委員会会議規則第27条の規定により、上記会議録が相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年2月14日

教 育 長            内 田 達 也

署 名 委 員        安 藤 明 子

署 名 委 員        鈴 木 一 代